

区長報告第十号

専決処分について

港区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年港区条例第八号）第三条第一項の規定に基づき、令和七年十月二十二日次のとおり処分したので、同条第二項の規定に基づき報告する。

令和七年十一月二十七日

港区長 清 家 愛

記

令和六年七月二十六日議決を得た工事請負契約（港区立三田いきいきプラザ等電気設備改修工事）の契約金額「一億五千四百六十二万七千円」を「一億六千二百三十万九千四百八十一円」に変更する。